

2013年10月11日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第281号）

国家工商行政管理総局、 自由貿易試験区において 企業設立関連要件を緩和へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家工商行政管理総局は、2013年9月26日付で『「国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見」の印刷・配布に関する通達』（工商外企字[2013]147号、以下『147号通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）に設立される企業に対し、『中華人民共和国会社法』の一部規定を適用しない方針を示しています。会社定款等で定めた資本金額のみを登記する「授權資本金登記制度」を試行するほか、最低資本金額や出資期限についても制限を設けないとしています。

これに合わせて、同局は同日付で『中国（上海）自由貿易試験区における新しい営業許可証の試行方案に同意することに関する承認回答』（工商外企字[2013]148号、以下『148号通達』という）を公表。上海自由貿易区で発給する営業許可証の様式を確定しました。

□ 『会社法』の一部規定を適用せず

『147号通達』によると、上海自由貿易区内では法律・法規に別途規定がある場合を除き、「授權資本金登記制度」が試行されます（『147号通達』第1条第1項）。実際に払い込んだ資本金額を登記する「払込資本金登記制度」に対し、試行される授權資本金登記制度下では出資金払込検査が不要になるとみられます。工商行政管理部門は払込資本金の登記を行わない（同上）としており、営業許可証にも払込資本金額が記載されません（『148号通達』第2条第3項）。

『147号通達』は、上海自由貿易区において『会社法』にある最低資本金額規定を緩和としています（第1条第1項）。2006年に改正施行された『会社法』は、有限責任会社の最低資本金額を3万元、一人有限責任公司（100%出資の外商独資も含まれる）で10万元、株式有限公司で500万元と規定しています。ただし、業界関連規定が最低資本金額を要求している場合を除きます。また、出資者全体の初回出資額（『会社法』規定で登録資本の20%以上）、現金出資比率（登録資本の30%以上）、出資期限（通

常2年以内に関する制限を設けず、出資者による自主的な約定に委ねるとして（同上）。ただし、後述する「市場主体信用情報開示システム」を通じて各出資者の出資額、出資方式、出資期限、払込状況を開示する必要があります。

上海自由貿易区内では、企業設立における「先に営業許可証、後に行政認可証取得（先照后证）」方法が採用されます（第1条第2項）。これにより、区域内の企業は営業許可証の取得後、すぐに一般的な生産経営活動を開始できるようになります。事前認可が求められている事項は、これまでどおり認可取得後に営業許可証を申請する必要があるものの、その他の認可事項については営業許可証取得後に申請することができます。企業設立に要する期間は、許認可取得にかかる期間にも大きく左右されますが、先に法人資格を有していれば、認可待ちの間にその他の関連手続や人材募集といった営業開始までの準備業務をスムーズに進めることができます。

授權資本金登記制度や「先に営業許可証、後に行政認可証取得」方法の採用は、全国人民代表大会が2013年3月14日に公布した『國務院機構改革および職能轉換計画についての決定』（以下『決定』という）の方針に沿ったものです¹。『決定』は、「商業主体は工商部門に登記を申請し、営業許可証を取得した後、一般生産経営活動に従事することができるようにする。従事に許可が必要な生産経営活動に対し、営業許可証および関連資料を持参して主管部門で許可を申請する。登録資本の払込資本金登記制度を授權資本金登記制度へと改める」ことを明確にしていました（「國務院機構の職能轉換について」第6条）。これらの措置は上海自由貿易区に限定されているものの、中国における企業設立のあり方を変える契機となりそうです。

□ 年度報告開示制度を採用へ

このほか、『147号通達』は企業年次検査に代わって、企業年度報告開示制度を試行すると明記しています（同第3項）。上海自由貿易区内の企業は、規定の期限内に「市場主体信用情報開示システム」を通じて年度報告を行わなければならない、その報告はシステム上で一般開示されます。工商行政管理部門は提出された年度報告に対して抜き取り検査を行うほか、規定どおりに報告を行わない違反企業の情報をシステム上で開示するとしています。

また『147号通達』は特に、外商投資公告企業に対する規制緩和を盛り込んでいます（同第4項）。上海自由貿易区内で外商投資公告企業を設立する場合、区域内の外商投資企業が経営範囲に広告業務を追加する場合、または区域内の外商投資公告企業が区域外に分支機構（支店等）を設立する場合、『外商投資公告企業管理規定』（国家工商行政管理総局、商務部令第35号）が規定している広告企業・分支機構の設立要件²は求められず、認可取得も不要となります。また、区域内の外商投資公告企業による増資や持分譲渡等も、届出と企業情報の変更登記のみで実行できると明記しています。

¹ 『決定』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第257号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.257.pdf

² 例えば外商投資公告企業（独資）を設立する場合、出資者が広告を主要業務とする企業であり、かつ3年以上経営を行っているという要件を満たす必要があり、外商投資公告企業が分支機構を設立する場合も、登録資本金がすべて払い込まれていること、年間広告営業額が2000万元以上であること、の2条件を満たさなければなりません（『外商投資公告企業管理規定』第10条、第11条）。

□ 企業設立手続が最短 4 日で

上海自由貿易区内では、外商投資企業設立に係る手続が大幅に簡素化されます。『147号通達』は「区内の事は区内で手続する」原則のもと、上海市工商行政管理局自由貿易試験区分局による「一括受理」方式を採用するとしています（第2条第6項）。

外商投資企業は、まず工商行政管理部門で企業名称の仮登記手続を行った後、上海市のウェブサイトあるいは中国（上海）自由貿易試験区管理委員会の総合サービス窓口³で企業設立の届出申請資料を提出します。ネガティブリスト等に特段の定めがない一般企業であれば、申請書類提出後3営業日以内に工商行政管理部門が登記の決定を下し、品質監督管理部門と税務部門が登記決定後1営業日で関連証書を発行します。これにより、外商投資企業は企業設立の届出申請から最短4営業日で営業許可証、組織機構コード証、税務登記証等を受領できることになり、設立手続に要する期間が大幅に短縮されます。

*

『147号通達』および『148号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および10ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

³ 住所：上海市浦東新区基隆路9号1楼、電話番号：021-58698202

(日本語仮訳)

国家工商行政管理総局
工商外企字[2013]147号

『国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見』
の印刷・配布に関する通達

上海市工商行政管理局：

『国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設支持に関する若干意見』は2013年9月16日、国家工商行政管理総局局務会議の審議で可決した。ここに貴局に印刷・配布する。真剣に貫徹執行されたい。

国家工商行政管理総局

2013年9月26日

国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見

中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設は、党の第18回共産党大会の主旨を深く貫徹し、さらに積極的で主体的な開放戦略を実行する重要な措置である。試験区は、わが国が新たな時代において国際競争にさらに深く参画し、開放型経済の水準を全面的に向上させ、経済発展方式の転換を加速させる重要な使命を担っており、国家の戦略的な必要である。工商行政管理の職能的役割を十分に発揮させることは、試験区建設の推進、開放による発展促進、改革促進、革新促進の実現、複製可能で普及可能な経験の形成に対して重要な意義を有している。『国務院による「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」の印刷・配布に関する通達』の主旨と試験区の実需に基づき、改革・革新、先行実施の原則に従って、以下のような意見を提出する。

1、工商登記制度改革の試行、試験区の商業環境の最適化

- (1) 登録資本金授権登記制の試行。法律、行政法規が会社の登録資本金払込に対して別途規定している場合を除き、その他の会社は登録資本金授権登記制を試行する。

授権登記制の試行後、工商部門は会社の株主、発起人全体が授権した登録資本もしくは引き受ける株式総額（すなわち会社の登録資本金）を登記し、企業の払込資本金を登記しない。会社の株主（発起人）は、その授権出資額、出資方式、出資期限等に対して自主的に約定し、合わせて会社定款に記載しなければならない。有限責任会社の株主は、その授権した出資額を限度として会社に対し責任を担う。株式有限会社の株主は、その引き受けた株式を限度として会社に対し責任を担う。会社は、株主の授権出資額もしくは発起人の引受株式、出資方式、出資期

限、払込状況を、市場主体信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければならない。会社の株主（発起人）は、出資金払込状況の真実性、合法性に対して責任を負う。

登録資本金の登記条件を緩和する。法律、行政法規、国务院の決定が特定業界の登録資本金最低限度額に対して別途規定している場合を除き、有限責任会社の最低登録資本金 3 万元、一人有限責任会社の最低登録資本金 10 万元、株式有限会社の最低登録資本金 500 万元の規定を廃止する。会社設立時の株主（発起人）全体の初回出資額および出資比率を制限せず、会社の株主（発起人）全体の現金出資金額が登録資本金に占める比率を制限せず、会社の株主（発起人）の出資金全額払込の期限を規定しない。

- (2) 「先に営業許可証、後に行政認可証取得」登記制の試行。法律、行政法規、国务院の決定が規定している企業登記前置許可事項を除き、試験区内で「先に営業許可証、後に行政認可証取得」の登記制度を試行する。試験区内の企業は、工商部門に登記を申請し、営業許可証を取得した後、一般の生産経営活動に従事することができる。経営項目が企業登記前置許可事項に係わる場合、許可証もしくは批准文書を取得した後、工商部門で営業許可証を受領する。その他の許可経営項目への従事を申請する場合、営業許可証および許可証もしくは批准文書を取得した後、経営活動に従事することができる。
- (3) 年度報告開示制の試行。試験区内において企業年度検査制度を企業年度報告開示制度に改めて試行する。企業は年度ごとに規定の期限内に、市場主体信用情報開示システムを通じて工商部門に年度報告を報告し、合わせて社会に開示し、あらゆる企業単位および個人が検索できるようにしなければならない。企業は、年度報告の真実性、合法性に対して責任を負う。経営異常リスト制度を構築し、市場主体信用情報開示システムを通じて、規定の期限に基づき年度報告を開示していない企業を記載する。
- (4) 外商投資広告企業プロジェクト届出制の試行。試験区内で外商投資広告企業の設立を申請する場合、試験区内の外商投資企業が広告経營業務の追加を申請する場合、ならびに試験区内の外商投資広告企業が分支機構の設立を申請する場合、現行の『外商投資広告企業管理規定』第 9 条、第 10 条および第 11 条の制限を受けない。同時に、試験区内の外商投資広告企業のプロジェクト審査・批准および分支機構設立の審査・批准を廃止し、届出制に改める。試験区内の外商投資広告企業は設立後、合併経営相手の変更もしくは持分譲渡、広告経営範囲の変更および登録資本金の変更の必要がある場合、別途の報告・批准は必要なく、届出制に改めて、企業変更登記手続を直接行うことができる。

2、企業設立フローの最適化、試験区内登記の効率・機能の向上

- (5) **試験区工商部門への外商企業登記管理権限の授与。**試験区内工商部門は、管轄区内で上海人民政府およびその授権部門が批准設立した、および届出された外商投資企業の登記・登録および監督管理に責任を負う。
- (6) **試験区内での企業設立「一括受理」の実行。**試験区の工商部門が上海市人民政府の要求に基づき、企業設立において電子データの交換もしくは現場手続の方式を通じて資料を申告することができるようにし、工商部門が申請人により各職能部門に提出される申請資料を統一的に受け取り、許可決定、届出文書および関連証書を統一的に送付することを支持する。
- (7) **新しい営業許可証様式の試行。**『農民専門合作社法人営業許可証』、『個人工商業者営業許可証』を除き、その他の各種企業の営業許可証を一種類の様式に統一する。

3、市場主体監督管理方式の転換、試験区の市場秩序の擁護

- (8) **信用情報開示の強化、信用制約メカニズムの完備化。**工商部門の経済戸籍データベースを基礎とする市場主体信用情報公開システムを構築し、社会信用体系の建設を推進する。工商部門は、システムを通じて市場主体の登記、届出、監督管理情報を開示する。企業は規定に基づきシステムを通じて年度報告、資質資格取得の許可情報を開示し、工商部門は年度報告の開示内容に対して抜き取り検査を実行することができる。経営異常リストに記載された企業、違法記録のある市場主体およびその関連責任者に対し、工商部門は焦点を定めた信用監督管理措置を講じる。
- (9) **市場主体監督管理方式の革新、行政法執行水準の向上。**工商部門の市場監督管理および行政法執行の職能的役割を強化し、国際的に高水準な投資および貿易規則体系に適応した市場主体監督管理方式の構築を模索する。部門間の協調・協力を強化し、監督管理部門における分業の明確化、スムーズな意思疎通、共に取組・管理する業務枠組を形成し、監督管理の協力を増強し、監督管理の効率・機能を向上させ、統一的で開放的な、公平で誠実な、競争的で秩序ある市場環境を共に創造する。

国家工商行政管理総局による試験区建設の支持に関する意見は、総局の職能司・局が上海市工商行政管理局と共に具体化する。上海市工商行政管理局は、上海市党委員会、市政府の指導の下、科学的発展観を深く貫徹して具体化し、中心として大局に奉仕し、法定の職責を適切に履行し、改革・革新を強化し、サービス領域を拡張し、サービス水準を向上させ、試験区建設推進のために積極的な貢献を行うこと。

【日本語仮訳：みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 神保智】

(日本語仮訳)

国家工商行政管理総局
工商外企字[2013]148号
中国（上海）自由貿易試験区における新しい営業許可証の試行方案に
同意することに関する承認回答

上海市工商行政管理局：

貴局の『中国（上海）自由貿易試験区における新しい営業許可証の試行方案の批准を懇請することに関する請訓』（滬工商外[2013]317号）を受け取った。ここに以下のように承認回答する。

『中国（上海）自由貿易試験区における新しい営業許可証の試行方案』に原則同意し、合わせて中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）で新しい営業許可証を試行する。

貴局は、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』の要求に基づき、試験区の実情と結び付け、組織指導をさらに強化し、登記規則を完備化し、後続の監督管理を強化し、試験区内の各種企業の健全な発展に有利で、市場秩序の安定的な秩序維持に有利な市場主体参入環境の創造に努力し、試験区において複製可能で、普及可能な経験を早期に形成し、高い品質で企業の健全な発展に奉仕する必要がある。

試験区での新しい営業許可証の試行で遭遇した新状況、新問題について、遅滞なく総局の外資登録局に報告すること。

付属文書：中国（上海）自由貿易試験区における新しい営業許可証の試行方案

国家工商行政管理総局

2013年9月26日

付属文書

中国（上海）自由貿易試験区における新しい営業許可証の試行方案

中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）において工商登記制度改革の試行を推進し、各種企業の営業許可証を規範化・統一化し、公平な競争の商業環境を創造し、工商登記管理の効率・機能を向上させるため、試験区建設の実需と結び付け、以下の新営業許可証試行方案を制定する。

1、新営業許可証の種類および適用範囲

『農民専門合作社法人営業許可証』、『個人工商業者営業許可証』を除き、各種企業の営業許可証を一種類の様式に統一する。すなわち、中国（上海）自由貿易試験区『企業営業許可証』（以下「試験区営業許可証」という）である。

試験区営業許可証は、試験区内に登録した会社および分公司、非会社企業法人およびその分支機構、個人独資企業およびその分支機構、パートナー企業およびその分支機構、中外合作非法人企業、外国（地域）企業による中国国内での生産経営活動への従事に適用する。

2、新営業許可証の記載内容

- (1) 試験区営業許可証の正本上方に中華人民共和国国章の図案を印刷する。
- (2) 試験区営業許可証の名称下方に「登録番号」を表示する。登録番号は、国家工商行政管理総局の関連規定および基準に基づき生成し、「登録番号」の後ろに「中国（上海）自由貿易試験区」と明記する。
- (3) 試験区営業許可証の内容区域を空白とし、記載事項およびその内容は企業の異なる類型に基づきシステムが自動的にプリントアウトして生成する。会社が授權資本金登記制度を実行する場合、登録資本の欄に「(授權、株主がその授權した出資額もしくは引き受ける株式を限度として会社に対して責任を担う)」の文字を注記する。会社が払込資本金登記制度を実行する場合、登録資本の欄に「(払込資本金)」の文字を注記する。会社の営業許可証には、払込資本金を記載しない。その他の各企業累計の営業許可証の記載事項は変更しない。
- (4) 試験区営業許可証の右下方に登録機関の印章を捺印する。印章下方に「〇年〇月〇日」と記載し、企業の最後の登記期日を表示する。
- (5) 試験区営業許可証の右下方に「中華人民共和国国家工商行政管理総局監督製作」の文字を統一して印刷する。
- (6) 試験区営業許可証の副本下方に「注意事項」の文字を印刷する。内容は、「1、『企業営業許可証』は、企業主体の資格および合法的な経営の証憑である。2、『企業営業許可証』を正本と副本に分け、正本および副本は同等の法的効力を有する。」とする。

3、新営業許可証の規格

- (1) 試験区営業許可証を正本と副本に分け、共に縦型とする。正本の規格は標準 A3 版(420×297mm)、副本の規格は標準 A4 版(297×210mm)とする。営業許可証の副本は、許可証名称下方に「(副本)」の文字を注記し、合わせて「注意事項」欄を追加し、その他の内容は正本と同じとする。
- (2) 試験区営業許可証は、偽造防止の陰影設計を使用し、すき入れ紙の印刷を採用する。

4、その他の特殊類型登記証に関する説明

外国（地域）企業の常駐代表機構、企業集団の特殊性を考慮して、上述主体もしくは組織の登記証は現行様式のとおり維持して変更しない。

試験区営業許可証の様式は添付を参照のこと。

添付：試験区営業許可証の様式（空白様式の正副本）〔略〕

【日本語仮訳：みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(中国語原文)

国家工商行政管理总局
工商外企字[2013]147号
关于印发《国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）
自由贸易试验区建设的若干意见》的通知

上海市工商行政管理局：

《国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的若干意见》已经2013年9月16日国家工商行政管理总局局务会议审议通过，现印发给你局，请认真贯彻执行。

国家工商行政管理总局

2013年9月26日

国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的若干意见

建立中国(上海)自由贸易试验区(下称“试验区”)是深入贯彻党的十八大精神、实行更加积极主动开放战略的重要举措。试验区肩负着我国在新时期更加深入参与国际竞争、全面提高开放型经济水平、加快转变经济发展方式的重要使命，是国家战略需要。充分发挥工商行政管理职能作用，对推动试验区建设，实现以开放促发展、促改革、促创新，形成可复制、可推广的经验具有重要意义。根据《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知》精神和试验区的实际需要，本着改革创新、先试先行的原则，提出如下意见。

一、试点工商登记制度改革，优化试验区营商环境

(一) 试行注册资本认缴登记制。除法律、行政法规对公司注册资本实缴另有规定的外，其他公司试行注册资本认缴登记制。

试行认缴登记制后，工商部门登记公司全体股东、发起人认缴的注册资本或认购的股本总额(即公司注册资本)，不登记公司实收资本。公司股东(发起人)应当对其认缴出资额、出资方式、出资期限等自主约定，并记载于公司章程。有限责任公司的股东以其认缴的出资额为限对公司承担责任；股份有限公司的股东以其认购的股份为限对公司承担责任。公司应当将股东认缴出资额或者发起人认购股份、出资方式、出资期限、缴纳情况通过市场主体信用信息公示系统向社会公示。公司股东(发起人)对缴纳出资情况的真实性、合法性负责。

放宽注册资本登记条件，除法律、行政法规、国务院决定对特定行业注册资本最低限额另有规定的外，取消有限责任公司最低注册资本3万元、一人有限责任公司最低注册资本10万元、股

份有限公司最低注册资本 500 万元的规定；不再限制公司设立时全体股东（发起人）的首次出资额及比例；不再限制公司全体股东（发起人）的货币出资金额占注册资本的比例；不再规定公司股东（发起人）缴足出资的期限。

- （二）试行“先照后证”登记制。除法律、行政法规、国务院决定规定的企业登记前置许可事项外，在试验区内试行“先照后证”登记制度。试验区内企业向工商部门申请登记、取得营业执照后即可从事一般生产经营活动；经营项目涉及企业登记前置许可事项的，在取得许可证或者批准文件后，向工商部门申领营业执照；申请从事其他许可经营项目的，应当在领取营业执照及许可证或者批准文件后，方可从事经营活动。
- （三）试行年度报告公示制。试验区内试行将企业年度检验制度改为企业年度报告公示制度。企业应当按年度在规定的期限内，通过市场主体信用信息公示系统向工商部门报送年度报告，并向社会公示，任何单位和个人均可查询。企业对年度报告的真实性、合法性负责。建立经营异常名录制度，通过市场主体信用信息公示系统，记载未按规定期限公示年度报告的企业。
- （四）试行外商投资广告企业项目备案制。在试验区内申请设立外商投资广告企业的，在试验区内的外商投资企业申请增加广告经营业务的，以及在试验区内的外商投资广告企业申请设立分支机构的，不再受现行《外商投资广告企业管理规定》第九条、第十条和第十一条的限制，同时取消对试验区内外商投资广告企业的项目审批和设立分支机构的审批，改为备案制；试验区内外商投资广告企业设立后需要更换合营方或转让股权、变更广告经营范围和变更注册资本的，无需另行报批，改为备案制，可直接办理企业变更登记。

二、优化企业设立流程，提升试验区登记效能

- （五）授予试验区工商部门外资登记管理权。试验区工商部门负责辖区内由上海市人民政府及其授权部门批准设立及备案的外商投资企业的登记注册和监督管理。
- （六）试验区内实行企业设立“一口受理”。支持试验区工商部门按照上海市人民政府的要求，企业设立可以通过电子数据交换或者现场办理的方式申报材料，由工商部门统一接收申请人向各职能部门提交的申请材料，统一送达许可决定、备案文书和相关证照。
- （七）试行新的营业执照样式。除《农民专业合作社法人营业执照》、《个体工商户营业执照》以外，将其他各类企业营业执照统一成一种样式。

三、转变市场主体监管方式，维护试验区市场秩序

- (八) 强化信用信息公示，完善信用约束机制。建立以工商部门经济户籍库为基础的市场主体信用信息公示系统，推动社会诚信体系建设。工商部门通过系统公示市场主体登记、备案、监管信息。企业按照规定通过系统公示年度报告、获得资质资格的许可信息，工商部门可以对年度报告公示内容进行抽查。对被载入经营异常名录的企业、有违法记录的市场主体及其相关责任人，工商部门采取有针对性的信用监管措施。
- (九) 创新市场主体监管方式，提升行政执法水平。强化工商部门市场监管和行政执法的职能作用，探索建立与国际高标准投资和贸易规则体系相适应的市场主体监管方式。强化部门间协调配合，形成监管部门分工明确、沟通顺畅、齐抓共管的工作格局，增强监管合力，提升监管效能，共同营造统一开放、公平诚信、竞争有序的市场环境。

国家工商行政管理总局关于支持试验区建设的意见，由总局职能司局会同上海市工商行政管理局具体落实。上海市工商行政管理局要在上海市委、市政府的领导下，深入贯彻落实科学发展观，围绕中心、服务大局，切实履行法定职责，加强改革创新，拓展服务领域，提升服务水平，为推动试验区建设作出积极贡献。

(中国語原文)

国家工商行政管理总局
工商外企字[2013]148号
关于同意中国（上海）自由贸易试验区试行新的营业执照方案的批复

上海市工商行政管理局：

你局《关于恳请批准中国（上海）自由贸易试验区试行新的营业执照方案的请示》（沪工商外〔2013〕317号）收悉。现批复如下：

原则同意《中国（上海）自由贸易试验区试行新的营业执照方案》，并在中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）试行新的营业执照。

你局要根据《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》要求，结合试验区实际，进一步加强组织领导，完善登记规则，强化后续监管，努力营造有利于试验区内各类企业健康发展、有利于市场秩序稳定有序的市场主体准入环境，在试验区早日形成可复制、可推广的经验，高质量地服务企业健康发展。

试验区试行新的营业执照遇到的新情况、新问题，请及时报告总局外资注册局。

附件：中国（上海）自由贸易试验区试行新的营业执照方案

国家工商行政管理总局

2013年9月26日

附件

中国（上海）自由贸易试验区试行新的营业执照方案

为推进中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）工商登记制度改革试点，规范统一各类企业营业执照，创造公平竞争的营商环境，提升工商登记管理效能，结合试验区建设的实际需要，制定以下新营业执照试行方案。

一、新营业执照的种类及适用范围

除《农民专业合作社法人营业执照》、《个体工商户营业执照》外，将各类企业的营业执照统一成一种样式，即中国（上海）自由贸易试验区《企业营业执照》（以下简称“试验区营业执照”）。

试验区营业执照适用于在试验区内登记的公司及分公司、非公司企业法人及其分支机构、个人独资企业及其分支机构、合伙企业及其分支机构、中外合作非法人企业、外国（地区）企业在中国境内从事生产经营活动。

二、新营业执照的记载内容

- (一) 试验区营业执照正本正上方印有中华人民共和国国徽图案。
- (二) 试验区营业执照名称下方显示“注册号”。注册号按照国家工商总局相关规定和标准生成，“注册号”后标注“中国（上海）自由贸易试验区”。
- (三) 试验区营业执照内容区域留白，记载事项及其内容根据企业不同类型由系统自动打印生成。公司实行认缴登记制的，注册资本栏目中加注“（认缴，股东以其认缴的出资额或认购的股份为限对公司承担责任）”字样；公司实行实缴登记制的，注册资本栏目中加注“（实缴）”字样。公司营业执照上不再记载实收资本。其他各企业类型营业执照记载事项不变。
- (四) 试验区营业执照右下方加盖登记机关印章；在印章下方记载“ 年 月 日”，显示企业最后一次登记日期。
- (五) 试验区营业执照右下方统一印“中华人民共和国国家工商行政管理总局监制”字样。
- (六) 试验区营业执照副本下方印有“须知”字样。内容为：“1、《企业营业执照》是企业主体资格和合法经营的凭证。2、《企业营业执照》分为正本和副本，正本和副本具有同等法律效力。”

三、新营业执照规格

- (一) 试验区营业执照分为正本和副本，均为竖版。正本规格为标准 A3 幅面（420×297mm），副本规格为标准 A4 幅面（297×210mm）。营业执照副本在执照名称下方加注“（副本）”字样，并增加“须知”栏，其他内容与正本相同。
- (二) 试验区营业执照用防伪底纹设计，采用水印纸印制。

四、关于其他特殊类型登记证的说明

考虑到外国（地区）企业常驻代表机构、企业集团的特殊性，上述主体或组织的登记证按照现行样式保持不变。

试验区营业执照样式见附件。

附件：试验区营业执照样式（空白样张正副本）

附件



企业营业执照

(副本)

注册号

须知

1. 《企业营业执照》是企业主体资格和合法经营的凭证。
2. 《企业营业执照》分为正本和副本，正本和副本具有同等法律效力。



年 月 日

中华人民共和国国家工商行政管理总局监制